

消防職員介護保険について

Q1	加入したい場合は、どうすればよいですか？
A1	ホームページ内のバナーやパンフレット記載の2次元コード等から申込サイトにアクセスしてください。WEBでのお手続きで申し込みが完了いたします。

Q2	加入する場合は、医師の診断書が必要ですか？
A2	不要です。簡単な告知のみで加入できます

Q3	何歳まで、加入できますか？
A3	新規加入および継続は、84歳までできます。

Q4	親以外にも、本人や配偶者も加入できますか？
A4	<p>消防職員本人の親、配偶者の親、子、兄弟、同居の親族が加入可能です。配偶者、子供、両親、兄弟については、「同居」「生計をともにする」「血族か姻族か」は問いません。</p> <p>親族については、「同居」していることが必要ですが、「生計を共にする」「血族か姻族か」問いません。(下段の図をご参照ください)</p> <div style="text-align: center;"> <p>介護保険にご加入いただける方の範囲</p> <pre> graph TD A[父] --- B[母] B --- C[消防職員本人] C --- D[兄弟] C --- E[配偶者] C --- F[子] D --- G[父] E --- H[母] I[本人と同居の親族] </pre> </div>

Q5	独自基準追加型(要介護2)の、「独自基準」とは具体的にどういうことですか？
A5	公的介護保険制度の対象外である、39歳以下の加入者や、40歳から64歳の方で、特定疾病以外を原因とした要介護状態に適用する保険会社独自の支払基準です。所定の要介護状態(要介護2用)と診断されてから、その状態が90日を超えて継続した場合一時金をお支払します。

Q6	加入した次の年はどうなりますか？
A6	特に手続きは不要です。変更を行う場合は、申込サイトにログインしてお手

	続きしてください。
--	-----------

Q7	加入した後は、何か送付されますか？
A7	ご加入の皆様には、同年6月頃に「団体保険加入者票」を送付いたします。

Q8	配当金は、ありますか？
A8	「無配当保険」ですので、配当金はありませんが、団体割引が適用されており、保険料は割安となっております。

Q9	この保険は、控除保険の対象になりますか？
A9	はい、生命保険料(介護医療保険料)控除対象になります。

Q10	一時金を受けとった場合、被保険者は引き続き継続加入できますか？
A10	できません。一時金を受領した被保険者は契約終了となります。

Q11	保険料はどうやって支払いますか？
A11	毎年一回、8月27日にご指定の金融機関口座から振り替えいたします。口座振り替え日が(土)、(日)に当たった場合は、金融機関の翌営業日の振り替えとなります。万一引き落としができない場合は、翌月再請求となります。